

2 0 2 2 年 2 月 1 5 日

様 シ 様

〒 0 6 4 - 0 8 2 3

札幌市中央区北 3 条西 3 0 丁目 4 - 1 0

弁護士法人パークフロント法律事務所

氏代理人

弁護士 佐 藤 眞 紀 世

電話 011-641-6161 FAX 011-641-2323



受任通知

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当職は、氏（以下「依頼人」といいます。）から、貴殿が所有する建物（北海道虻田郡倶知安町字樺山 所在）から落下した雪による被害に関して依頼を受けた代理人弁護士です。

- 1 すでに依頼人からご連絡を差し上げておりますとおり、貴殿が所有する建物の屋根に積もった雪を適切に除雪するなどの作業を怠ったことにより、2021年3月20日ころ、貴殿の建物の屋根に大量に積もった雪が依頼人所有の建物の壁面及び窓に向けて落下しました。これにより、依頼人所有の建物の窓が割れただけでなく、落下した雪が建物内になだれ込んだうえ、雪の重みと圧力により依頼人所有建物の基礎部分や玄関階段等が損壊するなどの大きな被害が生じております。

北海道の倶知安やニセコ地区においては、冬期間、大量の雪が降るため、屋根の雪下ろしや隣家との間に落下した雪を適宜除去しなければ、当該建物や隣家等に損害を与える恐れがあります。そのため、依頼人は、貴殿又は貴殿から依頼されて建物を管理する方に対し、再三、雪下ろしや除雪について、依頼をしていたものですが、それにもかかわらず、貴殿及び貴殿から依頼された管理者が適切な対応を怠った結果、依頼人の建物に大きな損害を及ぼし

たものです。

したがいまして、依頼人は、貴殿に対し、依頼人に生じた以下の損害を賠償するよう請求します。

2 損害

(1) 建物自体の修繕費用 17,000,000円(見積書参照)

(2) 落雪当時に建物内に滞在していた方の代替宿泊施設費用

50,000円

(3) 建物内の家財道具移転費用 38,000円

(4) 建物の屋根雪下ろし費用 30,000円(建物が傾いたため、
屋根から雪が落下して歩行者等に被害を与える恐れがあったため)

(5) 上記(1)～(4)の合計17,118,000円(JPY)

3 請求

上記の損害について、下記の口座に本書面到達の日から2週間以内にお支払いください。

なお、貴殿は、従前、依頼人が契約している保険の利用について問合せをされておりましたが、本件については、貴殿の過失により生じた損害に該当するため、貴殿が依頼人の保険を利用することはできませんので、予めお伝え申し上げます。

また、この件につきましては、当職が対応させていただきますので、依頼人又は依頼人の親族には直接ご連絡されませんようお願いいたします。

記

北洋銀行 札幌西支店 普通5200223

弁護士法人パークフロント法律事務所預かり口

敬具